

令和5年5月2日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応に関する大阪府通知のご案内（情報提供）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の各種通知・事務連絡に関し、このたび大阪府より案内がありました。

今般の国通知は、主に自治体向けに発出されたものであり、詳細につきましては、各通知類をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更を踏まえた外国人患者受入れに関する体制の整備について（情報提供）

⇒ 新型コロナウイルス感染症対応を含む病気・怪我の際の訪日外国人患者の相談体制の整備も含め、適切な訪日外国人患者受入体制を地域の実情を踏まえ、整備・運用していくことが重要です。そのためには、地方公共団体（医療担当部局、保健担当部局、観光担当部局等）、医療機関、薬局、保健所、観光関連事業者・団体など、訪日外国人患者を巡る幅広い関係者の連携・協力が重要となります。

厚生労働省においては、従前より、都道府県による、地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するため、多分野の関係団体からなる会議等の設置・開催を推奨しておりますが、既に設置済の都道府県においては、訪日外国人の増加を見据え、同協議会も活用しつつ、訪日外国人患者受入体制の整備を行っていただくよう、お願いいたします。

2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件の公布について（周知）

3) 大阪府通知問い合わせ先：健康医療部感染症対策企画課防疫グループ

TEL 06-6944-9156

【参考・大阪府ホームページ】

(検索エンジンで、「大阪府 令和5年度感染症法関係通知」でもアプローチ可)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)